

2016年 4月作成 3版

貯法 密閉容器

承認指令書番号	農林水産省指令27動薬第3275号
販売開始	1985年8月

動物用医薬品

チアンフェニコール系合成抗菌薬
要指示医薬品 指定医薬品 使用基準

NET 20kg



劇 チアンフェニコール散5% 「フジタ」

〔成分及び分量〕

本剤 1g 中
チアンフェニコール・・・・・・・・・・50mg

〔効能又は効果〕

有効菌種 本剤感受性の次の菌種：ブドウ球菌、レンサ球菌、
コリネバクテリウム、パストレラ、アピバクテリウム、
マイコプラズマ

適応症

豚：肺炎
鶏：伝染性コリエーザ、呼吸器性マイコプラズマ病

製造販売元



フジタ製薬株式会社
東京都品川区上大崎2丁目13番2号
<http://www.fujita-pharm.co.jp>

チアンフェニコール散5%「フジタ」



〔用法及び用量〕

飼料 1L 当たり、チアンフェニコールとして下記の量を均一に混じて経口投与する。

豚(生後4月を超える豚を除く。) : 50 ~ 200 g
鶏(産卵鶏を除く。) : 100 ~ 500 g

使用上の注意 (基本的事項)

1. 守らなければならないこと (一般的注意)

- ・本剤は要指示医薬品であるので獣医師等の処方箋・指示により使用すること。
- ・本剤は効能・効果において定められた適応症の治療にのみ使用すること。
- ・本剤は定められた用法・用量を厳守すること。
- ・本剤の使用に当たっては、治療上必要な最小限の期間の投与に止めることとし、週余にわたる連続投与は行わないこと。
- ・本剤は、「使用基準」の定めるところにより使用すること。

注意：本剤は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第83条の4の規定に基づき上記の用法及び用量を含めて使用者が遵守すべき基準が定められた動物用医薬品ですので、使用対象動物〔豚(生後4月を超える豚を除く。)・鶏(産卵鶏を除く。)]について上記の用法及び用量並びに次の使用禁止期間を遵守してください。

豚(生後4月を超える豚を除く。)：食用に供するために殺する前21日間
鶏(産卵鶏を除く。)：食用に供するために殺する前14日間

(使用者に対する注意)

- ・作業時には、防護メガネ、マスク、手袋等の防護具を着用し、眼、鼻、口等に入らないよう注意すること。

(取扱い及び廃棄のための注意)

- ・本剤の外観又は内容物に異常が認められた場合は使用しないこと。
- ・本剤は他の薬剤と混合して使用しないこと。
- ・開封後はできるだけ速やかに使い切ること。
- ・使い残しの保管は袋の口をしっかりと閉め、湿気に注意して保管すること。
- ・誤用を避け、品質を保持するため、他の容器に入れかえないこと。
- ・小児の手の届かないところに保管すること。
- ・本剤の保管は直射日光、高温及び多湿を避けること。
- ・使用済みの容器は、地方公共団体条例等に従い処分すること。
- ・本剤を廃棄する際は、環境や水系を汚染しないよう注意し、地方公共団体条例等に従い処分すること。

2. 使用に際して気を付けること (使用者に対する注意)

- ・誤って薬剤を飲み込んだ場合は、直ちに医師の診察を受けること。
- ・本剤が誤って使用者等の眼、鼻、口等に入ったときは、直ちに水で洗浄やうがい等を行い医師の診察を受けること。
- ・本剤を使用した後あるいは皮膚に付着したときは石けん等でよく洗い、水で十分うがいをする。
- ・アレルギー体質等で刺激を感じた時は、直ちに取扱いを中止すること。

(豚及び鶏に関する注意)

- ・副作用が認められた場合には、速やかに獣医師の診察を受けること。
- ・本剤はまれに一過性の下痢症状を伴うことがあるので、その場合には直ちに投与を中止すること。

注意- 獣医師等の処方箋・指示により使用すること
注意- 使用基準の定めるところにより使用すること

〔製品情報お問い合わせ先〕

フジタ製薬株式会社
〒193-0942 東京都八王子市栲田町1211
電話 (042) 661-5528 (代)

獣医師、薬剤師等の医薬関係者は、本剤による副作用などによると疑われる疾病、障害若しくは死亡の発生又は本剤の使用によるものと疑われる感染症の発生に関する事項を知った場合において、保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するために必要があると認めるときは、上記「製品情報お問い合わせ先」に連絡するとともに、農林水産省動物医薬品検査所(<http://www.maff.go.jp/nval/iyakutou/fukusayo/sousa/index.html>)にも報告をお願いします。



水ぬれ注意



手かぎ無用



外袋



内袋:PE

16R3

